

公告 第550号

組合規程の新設について

平成26年3月28日付SCSK健発第954号、第956号、第958号、第961号及び第962号をもって、以下の規程を新設することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、公告する。

平成26年4月1日

SCSK健康保険組合
理事長 古森 明

■新設する規程

がん検査(郵送検査)補助金支給規程
各種健康診査等補助金支給規程
歯科健診実施規程
付加給付支給規程
理事及び理事長選挙執行規程

■上記規程の新設に伴い廃止となる規程

健康診査等補助金支給規程
成人病検査料および短期人間ドック利用料等の補助金交付規程
付加給付支給手続規程
理事および理事長選挙執行規程

以上

SCSK健康保険組合

がん検査（郵送検査）補助金支給規程

（目 的）

第1条 この規程は、SCSK健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者および被扶養者のがん予防に資することを目的とし、委託業者による郵送検査を実施するものである。

（受診要件）

第2条 受診を受けようとする者は、当該年度4月1日より各受診申込期間の締切日まで継続して被保険者または被扶養配偶者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。

（年齢は年度末時点の年齢とする）

- （1）30才以上34歳以下であること
- （2）定期健診を受診、または予約済であること

（受診内容）

第3条 受診項目は以下のいずれかを年度内に1回とする

- ・胃がん検査：ペプシノゲン検査
- ・大腸がん検査：便潜血検査（二回法）

（費用負担）

第4条 受診費用は全額組合負担とし、組合が委託業者より請求された額を支払うことにより支給したものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

ＳＣＳＫ健康保険組合

各種健康診査等補助金支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、ＳＣＳＫ健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者および被扶養者が健康診断委託業者（以降委託業者）の契約医療機関及び一般医療機関において健康診査等を受けたとき、その費用の一部を補助することにより、定期的な健康診断等の受診の機会を広く与え、かつ奨励し健康管理並びに疾病予防に資することを目的とする。

2 「高齢者の医療確保に関する法律」（以降「高確法」という）に基づく特定健康診査（以下「特定健診」という）の実施方法、費用負担方法等については、この規程のほか別に定める「特定健康診査実施計画」によるものとする。

(健診等の範囲)

第2条 組合が補助する健康診査等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 特定健診
- (2) 人間ドック
- (3) 婦人科検査（子宮がん検査、乳がん検査）
- (4) オプション検査（脳MR、胸部CT、心血管）
- (5) 歯科健診
- (6) 30～34歳がん検査（郵送検査）

ただし、別に定める利用細則に基づき、組合の指定した委託業者の契約医療機関を利用しなければならない。なお、人間ドック、特定健診を受診する際に、補助金支給要件の範囲で上記(3)、(4)を併せて受診することができる。

また上記(5)、(6)の健康診査等については別途定める規程に基づくものとする。

(補助金支給要件)

第3条 補助金の支給を受けようとする者は、受診したとき、当該年度4月1日より受診日まで継続して被保険者または被扶養配偶者の資格を有し、かつ次の要件を満たしていなければならない。（年齢は年度末時点の年齢とする）

- (1) 特定健診（高確法に基づくもの以外）被扶養配偶者 30才以上 34歳以下
- (2) 人間ドック 被保険者・被扶養配偶者 35才以上

(40歳以上は特定健診を含む)

(3) 婦人科検査 被保険者・被扶養配偶者 30才以上女性

(4) オプション検査 被保険者・被扶養配偶者 40才以上

(補助金の支給限度額および回数)

第4条 補助金の額は健康診査等の種類毎に次に定める自己負担を除いた額とし、それぞれの受診者1人あたり1年度(4月から翌年3月)につき1回を限度として支給するものとする。ただしオプション検査及び乳がん検査はそれぞれいずれか1つとし、重複して支給しない。

(1) 特定健診 自己負担0円

(2) 人間ドック 自己負担0円

(3) 婦人科検査

・子宮がん検査 自己負担0円

・乳がん検査

・マンモグラフィ 自己負担0円

・乳腺エコー 自己負担0円

(4) オプション検査

・脳MR 自己負担10,000円

・胸部CT 自己負担5,000円

・心血管 自己負担5,000円

(事業所の負担)

第5条 人間ドックの請求に関しては組合で全額負担した後、法定健診費用分として各事業所へ一定の負担額を請求するものとし、負担額については毎年度の開始前に事業所へ通知するものとする。

(支給方法)

第6条 補助金の支給方法は次のとおりとする。

第4条で定める自己負担額を除いた額を委託業者が契約医療機関に支払い、組合が委託業者より請求された額を支払うことにより支給したものとする。

(一時立替)

第7条 第6条の他、次に定める事由により委託業者の契約医療機関以外での受診を被保険者、

被扶養者が希望した場合は、事前に常務理事の承認を受けた上で被保険者、被扶養者が一時的に実費を立て替えて第3条に定める健康診査等を受診できるものとする。その場合は別に定める申請書に所定事項を記入し支払領収証および受診結果票を添付の上、組合に提出することにより次に定める上限金額の範囲内にて補助金を支給するものとする。

(1) 事由は以下のいずれかによる

- ・最寄りの契約医療機関まで2時間30分以上かかる場合
- ・掛かり付け医があり、現在治療中である場合
- ・その他常務理事が妥当と認める場合

(2) 健診等の範囲、補助金の上限金額は以下のとおり

- ・特定健診（6,825円）
- ・人間ドック（40,000円）
- ・婦人科検査（10,000円）

※子宮がん検査、乳がん検査いずれか片方の場合（5,000円）

- ・オプション検査（心血管を除く）

（胸部CT：25,000円）

（脳MR：40,000円）

（婦人科の事業所一時立替）

第8条 年度末年齢が30歳～34歳の女性が婦人科検査を受ける場合、事業所が定期健診と併せて実施し、一時的に医療機関への支払いを事業所が立て替えて受診できるものとする。その場合、事業所は支払領収証の写しおよび受診結果票を添付の上、組合に請求することにより、組合は補助金を支給するものとする。ただし、事業所は検査を実施する医療機関、検査項目および料金を事前に組合に通知し、了承を得ることとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

SCSK健康保険組合

歯科健診実施規程

(目 的)

第1条 この規程は、SCSK健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者および被扶養者に歯科健診受診の機会を広く与え、かつ奨励し健康管理並びに疾病予防に資することを目的とし、歯科健診提携業者（提携業者）の提携医療機関にて無料で検査を受けること、及び一般医療機関において歯科診査等を受けたときは、その費用の一部を補助するものである。

(受診要件)

第2条 受診を受けようとする者は、受診日当日、被保険者または被扶養配偶者の資格を有していなければならない。

(受診内容)

第3条 受診項目は以下のとおりとする

- ・口腔疾患診査
- ・口腔衛生指導

(費用負担)

第7条 委託業者の提携医療機関で受診する場合は無料とする。

委託業者の提携医療機関以外での受診を被保険者、被扶養配偶者が希望した場合は、被保険者、被扶養配偶者が一時的に実費を立て替え、別に定める申請書に所定事項を記入し支払領収証および受診結果表を添付の上、組合に提出することにより上限金額（4,000円）の範囲内にて補助金を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

SCSK健康保険組合 付加給付支給規程

(この規程の目的)

第1条 この規程は、組合同約第56条の規定による付加金の支給手続きにつき必要とする事項を規定する。

(付加給付の種別)

第2条 当組合が支給する付加給付は次のとおりとする。

- (1) 家族療養費付加金
- (2) 合算高額療養費付加金

(請求形式)

第3条 前条に定める付加金の請求は、社会保険診療報酬支払基金を経由する訪問看護療養費明細書、診療報酬明細書、調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書データまたは明細書を組合が受領したとき、療養費、第二家族療養費にかかる分については、支給申請書を組合が受領したとき当該被保険者より請求があったものとみなし、付加金を算定し支給する。

(支給時期)

第4条 付加金の支給は、支払基金を経由する明細書または、請求書にかかるものについては毎月1回、被保険者からの法定給付の請求にかかるものについては毎月3回支給する。

(支給方法)

第5条 付加金の支給は、銀行振込または、現金送金により支給する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

SCSK健康保険組合

理事及び理事長選挙執行規程

第1条 理事及び理事長の選挙に関しては、法令および規約に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 理事の選挙は、組合会の議員の総選挙によって、当選人の確定後直ちに行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、その日以後10日以内に行うことができる。

第3条 理事長は、選挙の期日前に、投票、開票の日時及び選挙会場並びに選挙すべき理事の数を公告し、選挙又は選定された議員がその旨を確認することができるようにしなければならない。

第4条 選挙長は、理事長をもって充てる。

2 理事長に故障があるときは、規約第38条の規定により理事長の職務を行う者をもって充てる。

第5条 選挙長は、選定議員及び互選議員の中から、それぞれ1名の選挙立会人を指名しなければならない。

第6条 投票用紙は、選挙の当日選挙会場において選挙人に交付しなければならない。

2 選挙人は、選挙会場において、投票用紙に自ら被選挙人1名の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

3 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。

4 選挙人がやむを得ない事由により、選挙の当日自ら選挙会場に行き投票することができない場合においては、あらかじめ選挙長から投票用紙の交付を受け、投票用紙に自ら被選挙人の氏名を記載し、これを封筒に入れ封印し、更にこれを他の封筒に入れ封印し、その裏面に署名しかつ投票用紙在中の旨を明記して、開票する時刻までに到達するよう選挙長に送付しなければならない。

5 投票用紙は、別記様式（一）により調整するものとする。

第7条 投票が終わったときは、選挙長は直ちに選挙立会人とともに投票を点検しなければならない。

第8条 投票の効力は、選挙長が選挙立会人の意見を聴いて決定することによって生ずる。

第9条 次の投票は無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの。
- (2) 補欠選挙または増員選挙ならびに再選挙の場合において、現に理事の職にある者の氏名を記載したもの。
- (3) 一投票中に2人以上の被選挙人の氏名を記載したもの。
- (4) 互選人でない者の氏名を記載したもの。
- (5) 被選挙人の何人を記載したか確認し難いもの。
- (6) 被選挙人の氏名を自署しないもの。
- (7) 被選挙人の氏名のほか他事を記載したもの。但し職場の地位、住所または敬称を記載したものはこの限りでない。
- (8) 開票時刻以後における投票または投票の到達したもの。

第10条 有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

- 2 得票数が同じであるときは、くじで定める。

第11条 当選人が決定したときは、選挙長は直ちにその旨を告知しなければならない。

- 2 当選人が当選を辞退しようとするときは、当選の告知を受けた日から5日以内にその旨を選挙長に申し出なければならない。

第12条 選挙すべき理事の数に足る当選人をえることができなかつたときは、その不足の員数について、更に選挙を行なう。

第13条 当選人が当選を辞したとき、選挙の期日後において被選挙権がなくなつたとき又は死亡者であつたときは、得票者で当選人とならなかつた者の中から当選人を定めなければならない。

第14条 理事の欠員につき、前条の規定により当選人を定めることができるときを除くほか、理事長は選挙の期日を定めて通知し、補欠選挙を行わなければならない。

第15条 選挙長は選挙録を作り、選挙に関するてん末を記載、選挙立会人とともに署名しなければならない。

- 2 前項の選挙録は、組合事務所においてその選挙にかかる理事の任期期間保存しなければならない。

第16条 理事の当選人が確定したときは直ちに理事長の選挙を行う。

- 2 前項の選挙長は、選定議員により互選された理事の中から理事が選挙する。
- 3 第3条から前条までの規定は、第4条第1項及び第2項の規定を除き理事長の選挙の場合に

これを準用する。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。